

様式コード
2 2 0 1

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	担当者

正

# 健康保険 被保険者資格喪失届

確認印

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	事業所記号
	事業所名称	社会保険労務士記載欄
	事業主氏名	
電話番号	氏名等	

被保険者1	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 6. 平成 9. 令和
	④ 喪失年月日	9. 令和	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳不該当	⑧ 資格確認書回収区分	1. 添付 2. 回収不能 3. 滅失 ____ 枚 ____ 枚 ____ 枚

被保険者2	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 6. 平成 9. 令和
	④ 喪失年月日	9. 令和	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳不該当	⑧ 資格確認書回収区分	1. 添付 2. 回収不能 3. 滅失 ____ 枚 ____ 枚 ____ 枚

被保険者3	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 6. 平成 9. 令和
	④ 喪失年月日	9. 令和	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 7. 75歳到達(健康保険のみ喪失) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳不該当	⑧ 資格確認書回収区分	1. 添付 2. 回収不能 3. 滅失 ____ 枚 ____ 枚 ____ 枚

備考欄

オンライン印	受付印

様式コード			
2	2	0	1

健康保険被保険者喪失届にもとづき、  
下記のとおり資格喪失が確認されましたので通知します。

副

## 健康保険 被保険者資格喪失確認通知書

東京都医業健康保険組合理事長

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所所在地	〒	事業所記号	
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	( )		

令和 年 月 日

被保険者1	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ)	③ 生年月日	5. 昭和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)	⑧ 資格認定書回収区分	1. 添付	2. 回収不能	3. 滅失	

被保険者2	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ)	③ 生年月日	5. 昭和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)	⑧ 資格認定書回収区分	1. 添付	2. 回収不能	3. 滅失	

被保険者3	① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ)	③ 生年月日	5. 昭和	年	月	日
	④ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑤ 喪失(不該当)原因	4. 退職等 ( 年 月 日退職等) 5. 死亡 ( 年 月 日死亡) 9. 障害認定(健康保険のみ喪失) 11. 社会保障協定
	⑥ 備考	⑦ 70歳以上被用者不該当 (退職日または死亡日を記入してください)	⑧ 資格認定書回収区分	1. 添付	2. 回収不能	3. 滅失	

1. この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。

(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

2. この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知してください。

東京都医業健康保険組合